

泉南アスベスト被害救済国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

国は控訴を断念せよ！

五月一九日の大阪地方裁判所における勝訴判決を受けて、五月二二日、大阪・泉南アスベスト原告団、弁護団らは、国に早期全面解決を迫るべく、厚労省に対し、原告団、弁護団との面談を要請し、厚労省前及び参議院議員会館前において、面談要望の行動を行いました。

これに対し、厚労省は、労働基準局総務課青山調査官らが、同日午後四時三〇分、原告団、弁護団と面談して要請書を受け取ることを了承し、原告ら一〇名、弁護団らが、国が控訴を断念し、早期全面解決に応じることを求める要請書を手渡ししました。席上においては、原告ら一人ひとり、「国は控訴を断念してほしい」「これまでも長く苦しんできた。早期に解決してほしい。」と自らの強い思いを訴えました。

調査の実施と被害者救済のための基準・システムづくりなどを話し合う協議機関の設置等を内容とする早期解決を行うよう求める旨を大臣に伝えることを強く要請しました。青山調査官らは、原告らの訴えを文書にして要請書と共に政務三役に確かに伝えることを約束しました。

原告団、弁護団は、引き続き、国に対して、控訴断念と早期解決を強く求めて、本日以降も行動を強めていく決意です。

信じがたい発言

報道によると、国が昭和三五年段階で局所排気装置を義務づけるべきであったとする判決の内容に対し、厚労省関係者は、「技術的に難しい段階で規制をかければ『殺人法律』を作ってしまったことにもなる」と反論したとのこと【朝日五月二〇日】。自らがなすべきことを行わず、労働者の命や健康をないがしろにしてきたにもかかわらず、規制が『殺人法律』になるとは、何という暴言でしょうか!!

自らの責務を全く自覚しない、厚顔無恥な発言に、原告団、弁護団は怒り心頭です。厚労省が判決を謙虚に受け入れ、真摯に反省することを強く求めます。



また、国賠訴訟主任の村松弁護士は、国が大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟の判決を真摯に受け止め、
①国の責任を明確にした被害者への謝罪、
②原告らに対する損害賠償
③泉南アスベスト被害の全貌を明らかにする被害実態

石綿小委員会・委員長が控訴断念を要望

五月二二日午後三時から開催された「中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会」において委員長（浅野直人氏）